

表－9 複数年契約の状況

	契約件数	期間	契約面積 (ha)	植栽面積 (ha)	集材材積 (千m ³)
平成 27 年度	16	3 か年	2,869	22	140
平成 28 年度	16		3,000	28	157
平成 29 年度	23	2 か年又は	3,227	50	170
平成 30 年度	24		3,731	61	189
令和元年度	24	3 か年	3,440	218	195

事例 11 一貫作業システムの導入を通じた林業経営者の育成

(四国森林管理局 れいほく 嶺北森林管理署)



- ・高知県 土佐（とさ）郡 土佐町（とさちょう） 石原山（いしはらやま）国有林
- ・左：架線による素材と枝条の搬出の様子
- ・右：架線による苗木運搬の様子

四国森林管理局では、架線集材による伐採と造林の一貫作業システムを導入し、施業の低コスト化を通じた林業経営者の育成を図っています。

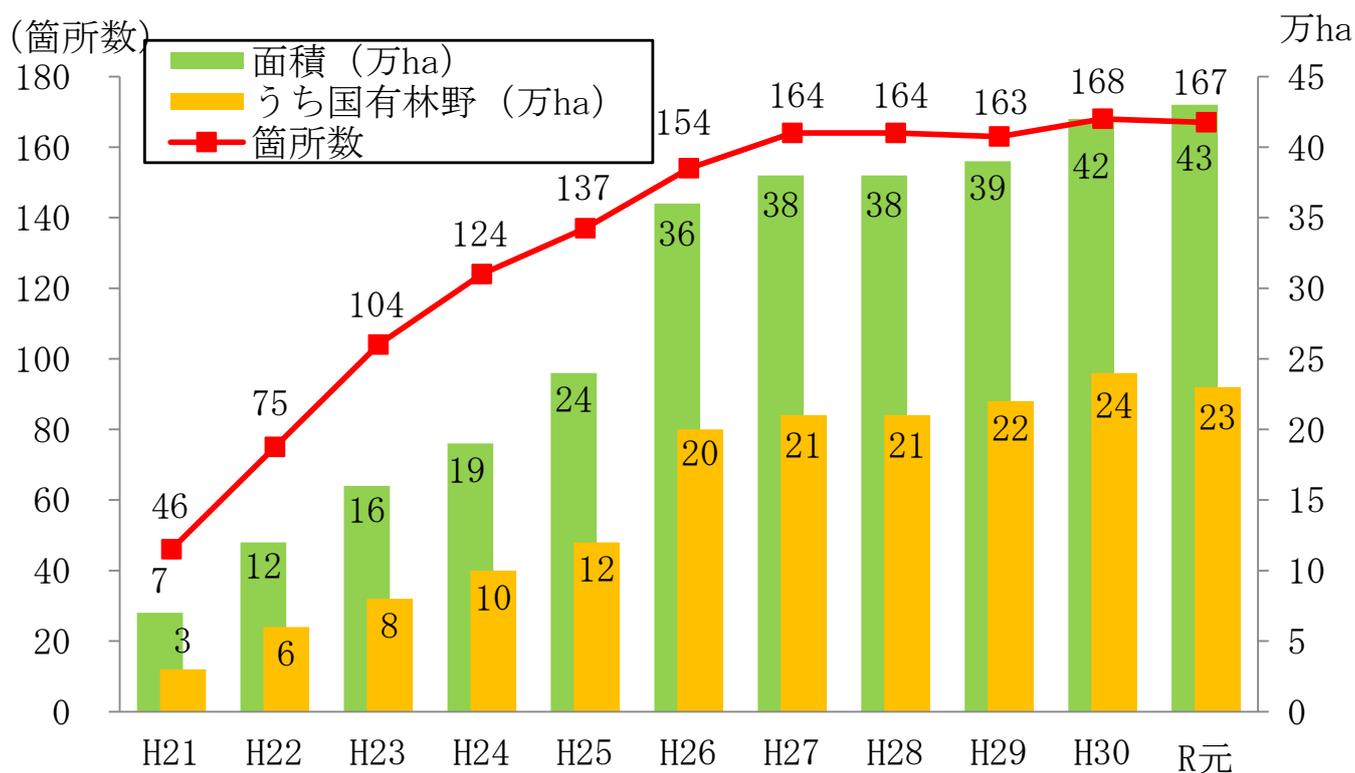
嶺北森林管理署では、伐採・搬出等の生産作業と地拵え[※]・植栽等の造林作業を一体的に行う一貫作業システムの効果や課題を分析しました。本事例では、架線集材による伐採木の搬出、地拵え、コンテナ苗による植栽を一連の作業として実施し、地拵えの省力化、架線を用いた苗木運搬等を通じて作業工程を効率化することができました。一方で、残った枝条による植栽作業等への影響や集材と苗木運搬の調整等の課題も明らかになり、今後、取組の成果や課題について現地検討会等を通じて検証・改善することで、低コスト化に資する作業システムの普及を図っていきます。

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、間伐等の森林施業を連携して行うことを目的とした「森林共同施業団地」の設定を推進しています。

令和元年度末現在、全国で167か所に団地を設定しており、国有林野と民有林野を連結した路網の整備、計画的な間伐、現地検討会の開催等を通じた民有林への技術普及に取り組むとともに、国産材の安定供給体制の構築に資するよう、路網や土場の共同利用、民有林材との協調出荷等を進め、地域における施業集約化の取組を支援しています。

図－5 森林共同施業団地の現況



- 注：1 各年度末現在の数値であり、事業が終了したものは含まない。
 2 平成30年度に4か所で事業が終了し、令和元年度に新たに3か所で森林共同施業団地を設定（0.9万haうち国有林0.7万ha）して事業を開始。

事例 12 ^{しゃこたん} 積丹地域での民国連携による路網整備や土場利用

(北海道森林管理局 石狩森林管理署)



- 北海道 積丹郡 積丹町（しゃこたんちょう） 積丹国有林
- 左：共同利用する国有林の施業現場を民有林関係者に説明する様子
- 右：積丹地域森林整備推進協定共同施業団地（余別地区）について

北海道森林管理局石狩森林管理署では、積丹町からの要望をきっかけに、積丹町、国立研究開発法人森林研究整備機構森林整備センター札幌水源林整備事務所と森林共同施業団地を設定し、流域一体での民有林と国有林が連携した施業や協調出荷に取り組んでいます。

令和元年度までに民有林野と国有林野をつなぐ路網を整備（民有林 1,300m、国有林 2,000m）したことで、市場から距離があり搬出コスト面で不利であった町有林の搬出間伐が可能となりました。また、民有林野と国有林野から搬出された丸太を同じ場所に集約できる共同土場を整備し、協調出荷に向けた環境が整いました。

今後は、民有林関係者と協力して現地検討会等を開催しつつ、共同施業による事業コストの削減や協調出荷による収益力向上を目指した取組を推進していきます。



共同土場（町有地）の写真
白地は搬出路

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

国有林野事業では、市町村行政の支援等のため、森林総合監理士等の系統的な育成に取り組み、地域の林業関係者と会議等を通じて交流を推進するほか、森林管理署等と都道府県の森林総合監理士等が連携して技術的援助等チームを設置するなど、地域の実情に応じた体制を整備し、「市町村森林整備計画^{*}」の策定とその達成に向けた支援を行っています。あわせて、森林経営管理制度の構築を踏まえ、都道府県と連携して公的管理を行う森林を取り扱う技術の普及等に取り組んでいます（トピックス2参照）。また、事業発注やフィールドの提供を通じた研修実施等により民有林の人材育成支援に取り組むとともに、森林・林業関係の教育機関や林業従事者等の育成機関において、技術指導を行っています。

事例 13 森林経営管理制度の定着に向けたセミナーの開催

（九州森林管理局）



- ・九州森林管理局 大会議室
- ・市町村林務担当者向けセミナーの特別講演の様子

九州森林管理局では、森林経営管理制度がスタートしたことを受け、「市町村林務担当者向けセミナー」を実施することとしています。令和元年度は、10月の2日間にわたって「新たな森林経営管理

制度の下、市町村へ期待するもの」等の特別講演を実施したほか、森林総合監理士の資格をもつ職員が講師となって「森林の見方」等の講義を行い、県や市町村の林務担当者等延べ120名余りが出席しました。

表－１０ 森林総合監理士等による市町村行政等への支援例

森林管理局	支援先市町村	概要
北海道	北海道後志総合振興局管内市町村	<p>北海道では、道内全ての市町村に、道の各総合振興局等、市町村、森林管理署、森林組合、林業事業体等により組織された「市町村森林整備計画実行管理推進チーム」が設置され、道内の全ての森林管理署等がこれに参画し、市町村の森林行政の技術面を中心に支援。</p> <p>後志森林管理署は、後志総合振興局等と連携を図り、管内市町村の要望を把握。令和元年度は、倶知安町から効率的な森林の現況把握、収穫可能な資源量の調査方法に関する技術支援の要望があり、町職員等を対象に調査方法を指導。</p>
東北	秋田県雄物川森林計画区8市町村	<p>秋田森林管理署及び湯沢支署は、秋田県の秋田、仙北、平鹿、雄勝の各地域振興局と平成25年度に「雄物川流域フォレスターチーム」を設置し、雄物川森林計画区の8市町村を対象に森林・林業行政の技術面を中心に支援。地域の共通課題である伐採後の確実な更新に向けて、市町村職員等を対象とした一貫作業システムに関する現地検討会を開催するとともに、県と連携して伐採後の更新判定調査についての研修を実施。また、令和元年度は、地域の需要に応じた広葉樹の有効利用を促進するため、市町村職員等向けに付加価値を高める丸太の採り方（採材）に係る現地検討会を開催したほか、市町村森林整備計画の作成研修会に参画し、地域の課題や各種取組の進捗状況についての意見交換・情報共有を実施。</p>
中部	岐阜県七宗町ほか県内市町村	<p>岐阜森林管理署は、地域の課題であるニホンジカによる食害対策に係る支援として、令和元年8月に森林共同施業団地内の国有林野に獣害対策の効果検証や技術の普及を目的とした「獣害対策展示エリア」を設置。当エリアにおいて、岐阜県や岐阜大学等と連携し、県内の関係市町村職員等を対象としたシカの生態や捕獲技術に関する現地検討会を実施。このほか、県による市町村林務行政の支援等を行う人材養成研修の一環として、シカ対策に係る現地研修を実施。</p>

(3) 国民の^{もり}森林としての管理経営

① 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

森林管理局等では、開かれた「国民の^{もり}森林」としての管理経営や国民視点に立った行政を一層推進するため、国有林野事業の実施に係る情報の発信や森林環境教育の活動支援等を通じて、森林・林業に関するサービスを提供しています。また、国有林野の管理経営の指針や主要事業量を定めた「地域管理経営計画^{*}」の策定等に当たり、計画案についてパブリックコメント制度を活用するとともに、計画案の作成前の段階から広く国民の意見を集めるなど、対話型の取組を進めています。

さらに、「国有林モニター^{*}」制度により、地域の方々に国有林野事業を知っていただくほか、民有林やNPO等ボランティア団体との連携等を通じて、管理経営に対する様々な意見を直接伺うよう努めています。

このほか、ホームページの内容の充実等に努めるとともに、森林管理局の新たな取組や年間の業務予定等を公表するなど、多様な方法により国民への情報発信や意見聴取に積極的に取り組んでいます。

林野庁ホームページアドレス:「<http://www.rinya.maff.go.jp/>」



*各森林管理局等のホームページアドレスは 115、116 ページに掲載しています。

事例 14 国有林モニター制度を通じた多様な情報受発信

(近畿中国森林管理局)



- ・大阪府 箕面市（みのおし） 箕面国有林ほか
- ・左：風倒被害木処理現場の見学の様子
- 右：国有林モニター会議での意見交換の様子

近畿中国森林管理局では、一般から公募する国有林モニターの皆様へのパンフレット配布や現地見学を通じて森林管理局の活動を知ってもらった上で、国有林野事業に対する意見の聴取に取り組んでいます。

令和元年度は、箕面森林ふれあい推進センターにおける森林環境教育の取組と大阪府箕面市の国有林野における風倒被害木処理現場の見学の後、意見交換を行いました。意見交換では、「森林環境教育に地域によって格差があるように感じる」「風倒木の処理方法についてもっと工夫できないか」「森林環境教育についてもっとPRしていくべき」等のご意見をいただきました。

今後、国有林野事業に対する国民の皆様の理解に向けて、多様な情報受発信の取組を進めるため、ホームページの充実や情報誌の工夫等に取り組んでいくこととしています。

② 森林環境教育の推進

森林管理局や森林管理署等では、森林環境教育の実践の場として国有林野が利用されるよう、プログラムの整備やフィールドの提供等に積極的に取り組んでいます。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊かな森林環境を子供たちに提供し、様々な自然体験を進める「遊々の森^{ゆうゆう}」を設定しています。令和元年度末現在、154 か所で協定を締結しており、森林教室や体験林業等の様々な活動が行われています。また、プログラムの提供や技術指導等を通じて、森林環境教育に取り組む教育関係者の活動を支援しています。

このような身近な森林を活用した森林環境教育の活動を広げていくことを目的として、NPO等と連携して「学校の森・子どもサミット」を開催しています。

また、平成28年に「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」ことを趣旨とする国民の祝日「山の日」（8月11日）が施行されたことを記念し、各種イベントを通じて「山の日」の普及啓発に取り組んでいます。

このほか、国民が森林や林業、国有林野事業への理解を深められるよう、様々な主体と連携して、植樹祭や育樹祭、森林教室等を開催しています。

表－１１ 教育関係機関等との連携による森林環境教育の取組状況

(令和元年度)

連携機関	回数(回)	参加人数(人)	主な取組内容
保育園 幼稚園	139	3,708	親子を対象とした森林教室、木工教室、自然観察会等の開催や植樹等を実施
小学校	404	28,080	森林教室、木工教室、自然観察会等の開催や植樹等を実施
中学校	166	7,903	森林教室、下刈、間伐等の体験林業や森林調査等の体験等を実施
高校 大学	138	8,347	枝打ち※、間伐等の体験林業や森林管理署等における就業体験等を実施
その他	1,092	57,178	地域の自治体やNPO等と連携して開催した各種イベントの一環として森林教室等を実施
計	1,939	105,216	

注：1回の取組に複数の連携機関が参加している場合、それぞれの連携機関において回数をカウントしているため、各回数の合計と計は一致しない。

事例 15 砂坂海岸林における遊々の森協定に基づく清掃活動 (北海道森林管理局 檜山森林管理署)



- 北海道 檜山郡 江差町（えさしちょう）砂坂（すなさか）国有林
- 左：地域の小中学生とともに清掃活動を行う様子
- 右：砂坂海岸林の遠景

北海道森林管理局檜山森林管理署では、地域に愛され大切に守られてきた国有林について子ども達に学んでもらう取組を続けています。

檜山森林管理署管内の砂坂海岸林は飛砂による農業への被害を防ぐため、昭和10年から造成が始まり、現在では鬱蒼とした森林となっています。この海岸林の役割や歴史について学んでもらうため、平成15年に地元の江差北小学校と「遊々の森」協定を締結し、以来15年以上にわたり森林教室や清掃活動などの取組を行ってきました。

令和元年度は、檜山森林管理署職員の指導の下、江差北中学校の生徒も参加し、小中学生と教員含め合計139名が砂坂海岸林と隣接する海岸で清掃活動を実施しました。この体験学習を通じて、子どもたちに海岸林の重要性を理解してもらうとともに、自分たち一人一人の行動によって環境を守ることができるということを感じてもらいました。

今後も、森林と自分たちの生活とのつながりや環境について子どもたちの理解と関心が深まるよう、国有林野を活用した様々な活動に取り組んでいくこととしています。

事例 16 土佐備長炭の原料となるウバメガシの植樹祭

(四国森林管理局 安芸森林管理署)



- 高知県 安芸郡
東洋町（とうようちょう）
別役南山
（べっちゃんくみなみやま）国有林
- ウバメガシの苗木を植栽する様子

高知県東部の特産品である土佐備長炭は、地元で生育するウバメガシを原料に生産されていましたが、近年は地域内の資源の減少により地域外から原木を調達しなければならない状況にあります。このため、四国森林管理局安芸森林管理署では、ウバメガシの苗木育成を含めたウバメガシ林の再生に取り組んでいます。

令和元年度には、東洋町の別役南山国有林において、地域の方にも参加いただいてウバメガシ植樹祭を開催しました。植樹には、安芸森林管理署が国有林野から採取した種子をもとに3年かけて育成した苗木2,100本を使用し、自治体関係者などの参加者が植樹作業を通じて、ウバメガシ林の再生について理解を深めてもらいました。

今後も、地域住民が森林について理解を深める活動として植樹祭等を行っていただけるよう、国有林野を提供していくこととしています。

③ 森林の整備・保全等への国民参加

国民に開かれた国有林野の管理経営のため、自ら森林づくりに参加したいという国民の要請も踏まえ、フィールドの提供を行うほか分収林制度※を活用し、NPO、企業、地元関係者等の多様な主体と連携した取組を行っています。

ア NPO等による森林づくりや森林保全活動の支援

森林管理署等とボランティア団体等が協定を結び、国有林野を森林づくりのフィールドとして提供する「ふれあいの森」や「木の文化を支える森」、「多様な活動の森」等を設定しています。

植樹や下刈のほか、森林浴、自然観察会、森林教室等の活動を行うことができる「ふれあいの森」は、令和元年度末現在、131か所で協定を締結し、令和元年度は延べ約2万1千人が森林づくり活動に参加しました。

歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸等の次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を令和元年度末現在、24か所設定し、国民の参加による森林づくり活動を進めています。

森林管理署等では、継続的に森林づくり活動に参加していただくため、活動フィールドの提供をはじめ、技術指導や助言、講師の派遣等の支援を行っています。

また、希少種の保護や植生の復元等、生物多様性の保全や自然再生についても、NPO等と連携して取り組んでいます。

表－１２ 国民参加の森林づくりの協定締結状況

種類	箇所数	面積 (ha)
ふれあいの森	131	4,290
社会貢献の森	180	3,083
木の文化を支える森	24	1,637
遊々の森	154	6,340
多様な活動の森	78	3,787
モデルプロジェクトの森	15	10,374

注：令和2年3月末現在の数値である。

事例 17 地域の自然、歴史を学べる銚子ジオパークの森

(関東森林管理局 千葉森林管理事務所)



- ・千葉県 銚子市（ちょうしし）君ヶ浜（きみがはま）国有林
- ・地域の景観を形成する銚子ジオパークの森の様子

関東森林管理局千葉森林管理事務所では、令和元年7月に銚子ジオパーク推進協議会と「多様な活動の森」の協定を締結しました。君ヶ浜国有林において、銚子ジオ

パークの森を設定し、市民が地域の自然、歴史、文化等を学ぶ場として活用しています。

銚子ジオパークは平成24年9月に日本ジオパークとして認定されており、銚子ジオパークの森はクロマツやタブノキなど地域特有の植生が見られる砂丘林で、ジオパークの見どころであるジオサイトの1つとなっています。令和元年度は、協議会の構成団体が中心となり、自然観察会の開催や下刈等の保育、林内清掃を実施しました。

今後も、協議会と協力して、銚子ジオパークの森の活動を推進していくこととしています。

イ 分収林制度による森林づくり

国有林野事業では、将来の木材販売による収益を分け合う（分収する）ことを前提に、契約者が木を植えて育てる「分収造林」や、契約者に生育途上の森林の保育や管理等に必要な費用の一部を負担していただき国が育てる「分収育林」を通じて、国民参加の森林づくりを進めています。

これらの分収林制度を利用して、企業等が、社会貢献や社員教育、顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」の設定も行われています。

また、「分収育林」の契約者である「緑のオーナー」に対しては、森林とふれあう機会の提供等に努めるとともに、契約者の多様な意向に応えるため、契約延長が可能となるよう運用しています。

なお、「分収育林」の契約満期に伴う販売実績については、令和元年度までに 2,345 か所で売却し、一口（50 万円）当たり、平均で約 30 万円の分収額になっています。

表－13 分収林の現況面積

（単位：ha）

区分	令和元年度	（参考）平成 30 年度
分収造林	102,234	105,716
うち法人の森林	1,011（295 か所）	1,006（292 か所）
分収育林	12,002	12,842
うち法人の森林	1,328（177 か所）	1,333（179 か所）

注：各年度期末現在の数値である。

事例 18 地域の植樹活動への国有林野の提供

(東北森林管理局 宮城北部森林管理署)



- 宮城県 黒川（くろかわ）郡
大和町（たいわちょう）
三峯山（みつみねやま）国有林
- 分収林契約を結ぶ「こ～ぷの森」での
植樹の様子

東北森林管理局宮城北部森林管理署では、みやぎ生活協同組合が行う「こ～ぷの森」の活動に対して、分収林契約に基づき国有林野を提供し、地域参加の森林づくり活動を推進しています。

令和元年度は、契約地において、協同組合の組合員と職員、地元森林組合が参加し、森林組合の指導の下で植樹活動を行い、ホオノキやイタヤカエデなどの広葉樹 200 本が植栽されました。

植樹後には、付近の国有林野内に整備された^{ますざわ}升沢遊歩道において自然観察会も行われ、参加者は美しいブナ林の中で森林浴を楽しみました。

こうした活動を通じて、地域の人が森林づくりに参加することで、身近な自然や森林に、より親しみを持てるようになることが期待されます。

今後も、地域や企業の要望も聞きながら、分収林制度等を活用して多くの人が森林や自然を楽しみ、学ぶことができるよう、フィールドの提供等に取り組んでいくこととしています。



秋を装う三方岩岳^{さんほういわ}

撮影者名：西山 宏

(2019年度「わたしの美しいの森フォトコンテスト」協賛企業特別賞)

(撮影地：石川県白山市ふくべ谷登山道 (近畿中国森林管理局管内))

2 国有林野の維持及び保存

2 国有林野の維持及び保存

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

① 森林の巡視及び境界の保全

国有林野事業では、山火事や高山植物の盗採掘、ゴミの不法投棄等を防ぐため、地方公共団体、警察、ボランティア団体、NPOなど地域の様々な関係者と協力・連携しながら国有林野の巡視や清掃活動等を行っています。特に、7月を「『国民の森林』クリーン月間」に設定し、地域の関係者と連携した清掃活動（「国民の森林」クリーン活動）を全国的に実施しています。

また、登山利用などによる来訪者の集中により植生の荒廃等が懸念される国有林野において、「グリーン・サポート・スタッフ※」（GSS：森林保護員）が巡視活動を行っているほか、樹木を損傷しないことやゴミの持ち帰りなどの入林マナーの啓発活動、植生保護のための柵の整備などを行い、貴重な森林生態系の保全管理に取り組んでいます。

さらに、国有林野を適切に管理するため、民有林等との境界の巡視や点検等を計画的に行っています。

事例 19 GSSによる多言語表記カードの配布

(中部森林管理局 ^{ちゅうしん} 中信森林管理署)



- 長野県 松本市（まつもとし）上高地（かみこうち）国有林
- 登山に訪れた観光客にカードを配布する様子

中部森林管理局中信森林管理署では、GSS活動を通じて、高山植物のパトロール、入林者へのマナー指導、国有林野事業のPR活動、ロープや看板の維持・補修等を行っています。

令和元年度は、近年登山に訪れる外国人観光客が増えていることを踏まえて、幅広くマナーを呼びかけるためにライチョウ等の写真をあしらったカードを多言語（日本語、英語、中国語、韓国語）で作成し、配布を行いました。これにより、多くの入林者に注意喚起を実施し、山岳マナーやルール の普及を行いました。

今後もこれらの活動について、同局のホームページで公開しているGSSパトロール日誌を通じて広く伝えていくとともに、カードの改善なども検討していくこととしています。

引き続き、国有林野の豊かな自然を多くの方に楽しんでもらえるよう、環境の整備や注意喚起を続けていきます。

② 森林病虫害の防除

松くい虫の被害は、国有林野における病虫害の大半を占めていますが、昭和 54 年度の 149 千 m^3 をピークに減少傾向にあり、令和元年度の被害量は、30 千 m^3 （対前年度比 104%）となりました。

また、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によりミズナラ等が集団的に枯損する「ナラ枯れ」が、東北地方等で発生しており、国有林野で最も被害の多かった平成 23 年度の 27 千 m^3 よりも少ないものの、令和元年度の国有林野における被害量は、11 千 m^3 （対前年度比 227%）となりました。

森林管理署等では、被害の拡大を防ぎ、貴重なマツ林を保護するため、地方公共団体や地域住民と連携しつつ、薬剤散布、樹幹注入による予防対策や、被害木を伐倒してくん蒸等を行う駆除対策を併せて実施しています。

表－14 松くい虫被害の状況と対策

区 分		令和元年度	(参考) 平成 30 年度
松くい虫被害量 (千 m^3)		30	29
防除	予防	特別防除 (ha)	2,442
		地上散布 (ha)	1,747
	駆除	伐倒駆除 (千 m^3)	14
		特別伐倒駆除 (千 m^3)	5
			2,438
			1,732
			13
			6

- 注：1 特別防除とは、空からヘリコプターを利用して薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除すること。
 2 地上散布とは、地上から動力噴霧機等を利用して薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除すること。
 3 伐倒駆除とは、被害木を伐り倒し、薬剤散布又はくん蒸処理等をして、カミキリの幼虫を駆除すること。
 4 特別伐倒駆除とは、被害木を伐り倒して、破砕又は焼却し、カミキリの幼虫を駆除すること。
 5 予防対策と駆除対策を合わせて防除という。

事例 20 地域と連携した那須街道アカマツ林保全の取組

(関東森林管理局 ^{えんな}塩那森林管理署)



- 栃木県 那須（なす）郡 那須町（なすまち）
高久第一（たかくだいいち）国有林
- 左：ボランティアによるアカマツ苗木の植付けの様子
右：マツノザイセンチュウ防除に向けた薬剤の地上散布作業の様子

栃木県那須町に位置する那須街道アカマツ林は、約 79ha の広大なアカマツの天然林で、樹齢 100 年を超えるアカマツの大木が約 2.5 km にわたって街道の両側に広がる風景は「とちぎの景勝百選」として多くの人に親しまれています。しかし、マツノザイセンチュウによる松くい虫被害のため、昭和 50 年代に約 2 万本あったアカマツは、現在、約 8 千本に減少しています。

関東森林管理局塩那森林管理署では、アカマツ林を保全するため、松くい虫被害の予防のための薬剤の地上散布や樹幹注入に加え、松くい虫被害の拡大を防ぐため、被害木の伐倒駆除を実施しています。また、ボランティア団体等と協力した植樹等の保全活動など、森林保全についての普及活動を実施しています。

これらの結果、ここ数年で被害木の本数は減少傾向にあり、地域と連携したアカマツ林保全の取組が成果を上げているものと考えられます。今後も、アカマツ林の保全に向けた取組を実施していくこととしています。

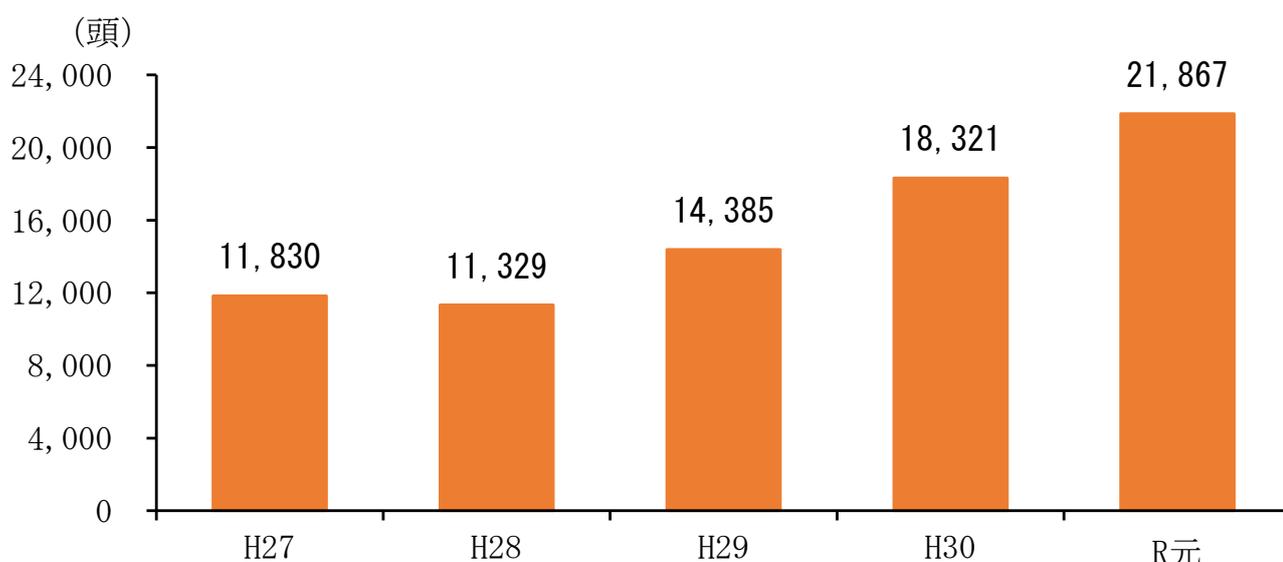
③ 鳥獣被害の防除

近年、シカによる森林植生への食害やクマによる樹木の剥皮等の野生鳥獣による森林被害は依然として深刻であり、希少な高山植物など他の生物や生態系への脅威にもなっています。

国有林野事業では、野生鳥獣との共生を可能とする地域づくりに向け、地域の関係行政機関や学識経験者、NPO等と連携し、地域の特性に応じて、個体群管理（鳥獣の捕獲）、生息環境管理（鳥獣の隠れ場所の除去等）、被害防除（防護柵の設置等）等の有効な手段を組み合わせた対策を総合的に推進しています。

森林管理署等では、効果的な捕獲技術の実用化や普及活動の推進、捕獲鳥獣のジビエ利用等にも積極的に取り組むとともに、野生鳥獣捕獲のためのわなの貸与などの捕獲協力も行っています。

図－6 国有林野におけるシカ捕獲頭数



注：国有林野における有害鳥獣捕獲等（一般ハンターによる狩猟は含まない。）による捕獲頭数の合計（各年度末現在の値）。

事例 21 請負事業体と地元猟友会との連携によるシカ捕獲

(中部森林管理局 ^{なんしん}南信森林管理署)



- 長野県 伊那市（いなし）浦（うら）国有林
- 現地確認の様子

中部森林管理局南信森林管理署では、長野県、長野県猟友会及び同局が締結した「国有林野内におけるニホンジカ等の捕獲推進に関する覚書」を基に、治山工事等の請負事業体と地元猟友会の協力の下で国有林野内のシカ捕獲事業（通称「ついで見回り・通報」「ついで捕獲」）を開始しました。今回の取組では、治山工事の実施箇所周辺でニホンジカが多く目撃されたことから、事業期間中に事業地に至る林道付近や事業地の周辺で猟友会が捕獲用のくくりわなを設置し、捕獲者の猟友会員の負担となっていたくくりわなにニホンジカがかかったことを確認する作業を治山工事事業者に通勤や事業のついでに実施してもらいました。その結果、令和元年度には、302頭のシカを効率的に捕獲することができました。この取組で治山工事事業者と地元猟友会はシカ被害の軽減による地域の森林づくりに貢献したことから、林野庁長官から感謝状を贈呈しました。

今後も、地域の関係者と連携してシカ等の野生鳥獣被害の対策に取り組むとともに、優良な事例の普及を進めていきます。

(2) 「保護林」など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

① 「保護林」の設定及び保護・管理の推進

国有林野には、原始的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林が多く残されています。

国有林野事業では、大正4年（1915年）に保護林制度を発足させ、時代に合わせて制度の見直しを行いながら、こうした貴重な森林を保護林に設定し、厳格な保護・管理に努めてきました。

令和2年4月現在で設定されている保護林は、約97万8千ha、661か所となっています。これら保護林の保護・管理については、森林や動物等の状況変化について定期的にモニタリング調査を行い、必要に応じて植生の回復やシカ等による食害を防ぐための防護柵の設置、外来種の駆除等に取り組んでいます。なお、保護林の一つである「森林生態系保護地域」は、世界自然遺産「知床^{しれとこ}」、「白神山地^{しらかみさんち}」、「小笠原諸島^{おがさわらしょとう}」及び「屋久島^{やくしま}」の保護のための国内制度の一つに位置付けられています。

表－１５ 保護林区分

区分	箇所数	面積 (万 ha)	目的	代表的な保護林 (都道府県)
森林生態系 保護地域	31	70.1	我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理	しれとこ 知床（北海道）、 しらかみさんち 白神山（青森県、秋田県）、 おがさわらしょとう 小笠原諸島（東京都）、 やくしま 屋久島（鹿児島県） あまみぐんとう 奄美群島（鹿児島県）
生物群集 保護林	96	23.7	地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理	きそ 木曾（長野県、岐阜県）、 つるぎさん 剣山（徳島県）、 ふげんだけ 普賢岳（長崎県）
希少個体群 保護林	534	4.0	希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理	かりばやませつでんしよくせい 狩場山雪田植生（北海道）、 せんじゅがほら 千手ヶ原ミズナラ・ハルニレ（栃木県）、 こうやさん 高野山コウヤマキ（和歌山県）
合計	661	97.8	—	—

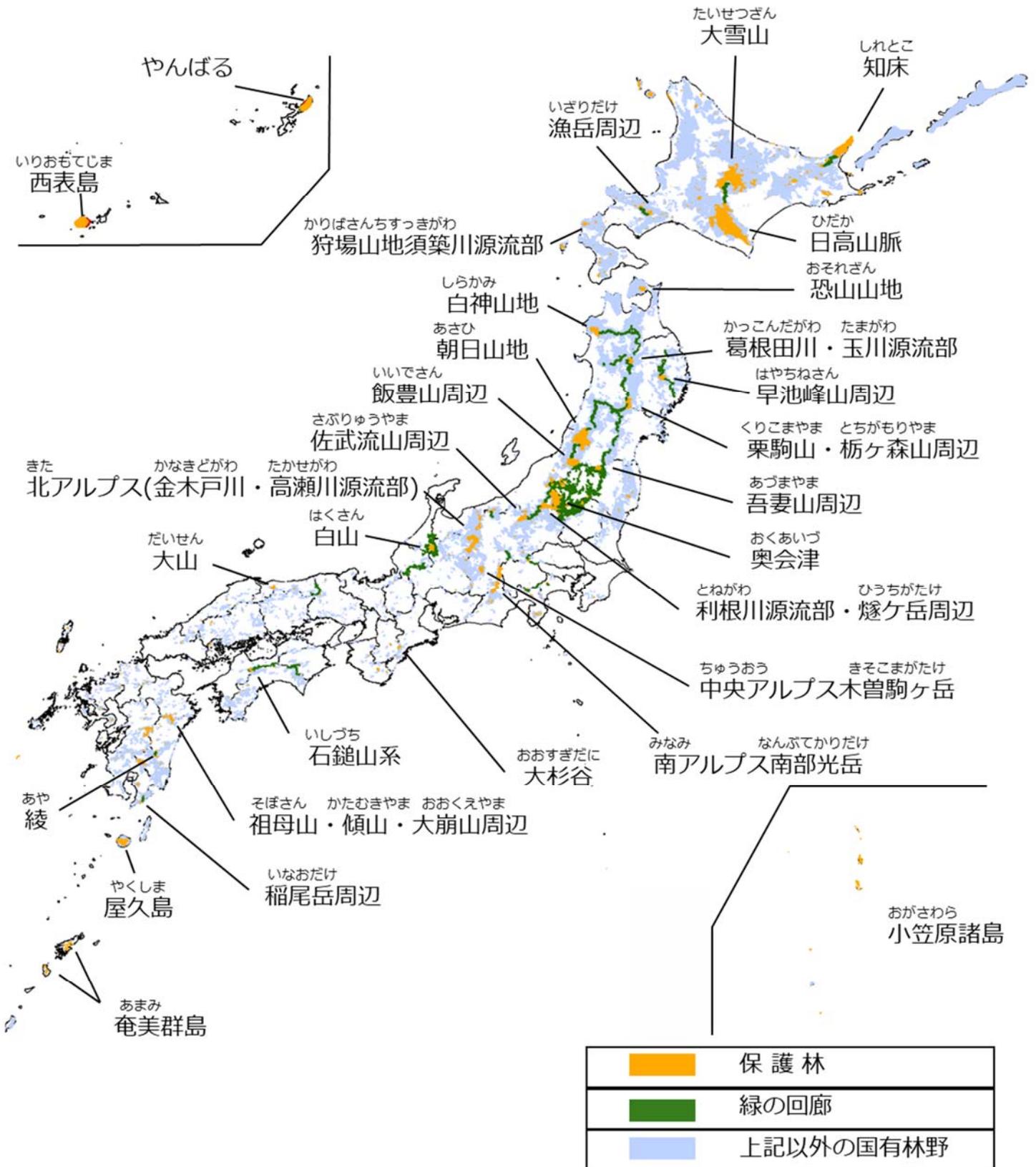
注：令和２年４月現在の数値である。

②「緑の回廊」の整備の推進

国有林野事業では、生物多様性の保全や気候変動の影響への適応等の観点から保護林を中心とした森林生態系ネットワークの形成を図るため、民有林関係者とも連携しつつ、野生動物の自由な移動の場として緑の回廊を設定しています。令和2年4月現在の、国有林野における緑の回廊は、24か所、約58万4千haとなっています。

緑の回廊においては、人工林の中に自然に生えた広葉樹の積極的な保残、猛禽類の採餌環境や生息環境の改善を図るためのうっ閉した森林の伐開等、研究機関等とも連携しながら野生生物の生育・生息環境に配慮した施業を行っています。また、森林の状態と野生生物の生育・生息実態の関係を把握して保全・管理に反映するためのモニタリング調査を実施しています。

図－7 「保護林」と「緑の回廊」位置図



注：保護林のうち森林生態系保護地域の名称を記載（令和2年4月1日現在）

事例 22 おおすぎだに 大杉谷森林生態系保護地域における森林再生の取組
(近畿中国森林管理局)



- 三重県 多気（たき）郡 大台町（おおだいちょう） 大杉谷国有林
- 左：ボランティアによるササ刈り作業
- 右：ボランティアによる樹幹ネット巻き作業

三重県に位置する大台ヶ原^{おおだいがはら}・大杉谷周辺は、カシ類を主体とした常緑広葉樹林、ブナ等を主体とした落葉広葉樹林、トウヒやウラジロモミ、コメツガを主体とした常緑針葉樹林など多様な森林によって構成されています。近畿中国森林管理局では、この豊かな森林を守り、末永く後世に伝えていくため、大杉谷国有林の一部を「大杉谷森林生態系保護地域」に設定し、厳格に保護・管理を行っています。

しかし、ここ数十年の間に一部地域において、林床にミヤコザサが侵入し、ミヤコザサを餌とするニホンジカが増加しました。シカが樹皮や稚樹を食べ枯死させることから、樹木の立ち枯れが急速に広がっています。三重森林管理署では、食害に遭いやすいトウヒ、モミなどを守るため、樹木の幹の部分にネットを巻き、また稚樹の周囲に防護柵を設置するなどの保護対策を講じています。

令和元年度も、これらの保護対策のほか、植生保護作業体験イベント「大台ヶ原・大杉谷の森林再生応援団」を開催し、ボランティアの方々に樹木のネット巻きやシカ防護柵内のササ刈りの作業を行っていただくなど、地域の方々と協力しながら保護林における森林再生に取り組みました。

事例 23 民有林との協定締結による「四国山地緑の回廊」の 充実強化

(四国森林管理局)



- ・高知県 高知市（こうちし） 四国森林管理局
- ・左：四国森林管理局、ニッポン高度紙工業株式会社、特定非営利活動法人
四国自然史科学研究センターとの間での「四国山地緑の回廊」の協定締結の様子
- 右：緑の回廊の対象に含まれる西熊（にしくま）山

四国森林管理局では、令和元年12月19日に、ニッポン高度紙工業株式会社、特定非営利活動法人四国自然史科学研究センターとの間で、令和2年3月27日に三菱商事株式会社、安芸市、高知東部森林組合との間で「四国山地緑の回廊」の連携に係る協定を締結しました。これにより、ニッポン高度紙工業株式会社の社有林240ha、三菱商事株式会社の社有林143ha、安芸市市有林69haを「緑の回廊」の設定方針に準じて管理することとしました。

これらの協定により、対象となる民有林でも生物多様性に配慮した管理が担保されることとなり、四国山地の生物多様性の保全に向けて、民有林関係者と協力して適切な森林管理を行うこととなりました。

今後、モニタリング調査の結果や森林整備に関する情報を関係機関に共有することで、「四国山地緑の回廊」の充実を図り、森林生態系の保全に努めていきます。

③ 地域やNPO等と連携した希少な野生生物の保護等の推進

国有林野内に生育・生息する希少な野生生物の保護を進めるため、国有林野事業では「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく保護増殖事業^{*}の実施等に取り組んでいます。具体的には、希少猛禽類^{きん}のイヌワシ等の生息環境を維持するために、巡視等を実施した上で、専門家と連携しながら狩場の創出につながる伐採方法を工夫した森林施業を行うなど、森林生態系の保全に努めています。

また、国有林野内における希少な野生生物の保護や自然環境の保全を進めるため、地域住民や環境保護に関心が高いNPO等と連携し、高山植物の盗採掘の防止等のための巡視を行うとともに、希少な野生生物の保護や、生育・生息環境の整備に向けた関係者との意見交換、普及活動等を行っています。

さらに、環境行政と連携し、国有林野内の優れた自然環境を保全し、希少な野生生物の保護を行う取組も進めています。環境省や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行いながら、「保護増殖事業計画^{*}」や「自然再生事業実施計画^{*}」及び「生態系維持回復事業計画^{*}」を策定し、連携した取組を進めているほか、森林生態系保護地域の設定や「地域管理経営計画」等の策定に先立つ関係機関との連絡調整を行っています。

事例 24 希少な野生生物保護のための取組

(九州森林管理局 鹿児島森林管理署)



- ・鹿児島県 大島（おおしま）郡 天城町（あまぎちょう）
三京岳（みきょうだけ）国有林
- ・左：エコツアーガイド連絡協議会が行うガイド付きツアーの様子
（写真提供：NPO法人徳之島虹の会）
- 右：希少野生生物保護のために設置した林道ゲート

鹿児島県徳之島中部にある国有林野は、希少な野生生物が生育・生息していることから、九州森林管理局では「奄美群島森林生態系保護地域」を設定し、原生的な森林生態系の保護・管理に努めています。この場所は、世界自然遺産の推薦地であり、近年、更に希少野生生物の保護への期待・関心が高まっています。このことから、鹿児島森林管理署では、国有林林道の通行制限を強化しました。

令和元年度には、同署と地元の天城町及び徳之島エコツアーガイド連絡協議会との間で「^{はげだけ}剥岳林道及び^{みきょう}三京林道の利用に関する協定」を締結し、林道の適正利用を通じた野生生物の保護に取り組みました。この協定を基に、各林道にゲートを設置して林道の通行を教育・研究目的等の場合や同協議会が行うガイド付きのツアーで入林する場合に限定することにより、希少植物の盗採掘や希少動物のロードキル（通行車両との衝突により野生動物が死亡する事故）を防止することが期待されます。

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界遺産登録を見据え、今後も、地域と連携して希少な野生生物の保護に取り組むとともに、自然を楽しむツアーガイドや学習・研究の場として国有林野を活用していくこととしています。

事例 25 ^{あや}綾の照葉樹林プロジェクトの取組

(九州森林管理局)



- 宮崎県 東諸県（ひがしもろかた）郡
綾町（あやちょう）
- 綾の照葉樹林の様子



- 宮崎県 東諸県郡 綾町
中尾（なかお）国有林
- 地元企業と協力したシカネット設置
作業の様子

九州森林管理局では、平成 17 年に締結した宮崎県、綾町、公益財団法人日本自然保護協会及び一般社団法人てるはの森の会との協定に基づき、宮崎県綾川上流域に所在する国有林野を主体とした約 1 万 ha の森林を対象に、国内最大級の原生的な照葉樹林を保護するとともに、その周辺的人工林を照葉樹林に復元する「綾の照葉樹林プロジェクト」を進めています。

令和元年度は、地元企業と協力したシカによる食害等から照葉樹林を保護するネットの設置や、地元住民への報告会を実施したほか、効果的な復元手法の確立に向け、同局独自の取組として、従前に引き続き、母樹となる保護樹帯からの距離や伐採率等の違いによる復元効果を検証するためのモニタリングなどを行いました。

プロジェクトの開始から 14 年間の経過を踏まえ、今後はこれまでの取組内容や成果を再評価した上で、地域と連携しながら、プロジェクトを推進していくこととしています。

3 国有林野の林産物の供給

3 国有林野の林産物の供給

(1) 林産物等の供給

国有林野事業では、公益重視の管理経営を一層推進しつつ、地域における木材安定供給体制の構築等を図るため、機能類型区分に応じた施業の結果得られる木材の持続的・計画的な供給に努め、地域の林業・木材産業の活性化に貢献することとしています。また、これまで未利用であった小径材等についても、安定供給を通じて、新たな需要開拓に取り組むこととしています。

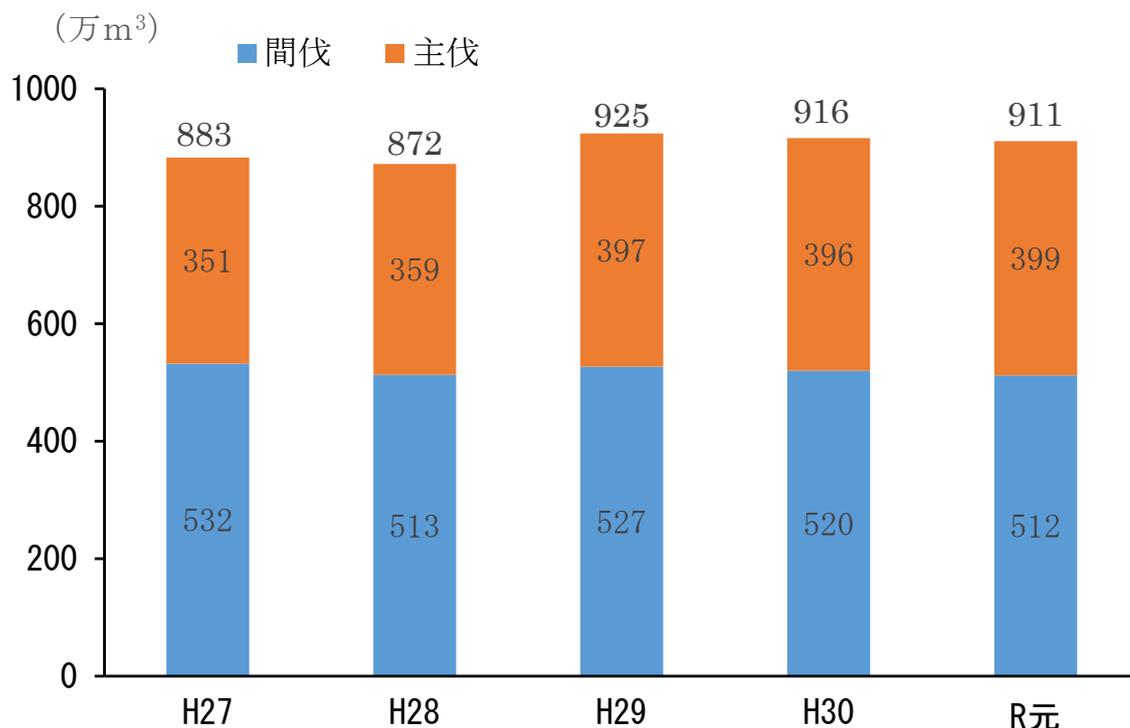
令和元年度には、911 万 m^3 の立木を伐採し、全国的なネットワークを活用して、丸太と立木を合わせ、約 432 万 m^3 の木材（丸太換算）を供給しました。

国有林材の供給に当たっては、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化などに取り組む集成材^{*}・合板^{*}工場や製材工場等と協定を締結し、国有林材を安定的に供給する「システム販売^{*}」に取り組んでおり、令和元年度のシステム販売による丸太供給量は、187 万 m^3 となっています。

さらに、木材の供給時期や樹材種等の情報はインターネット等も活用し、迅速かつ広範囲に提供しています。

このほか、多様な森林を有しているという国有林野の特性を活用し、民有林からの供給が期待しにくい樹種等の計画的な供給にも取り組みました（トピックス3参照）。

図－8 国有林野事業における立木の伐採量



注：1 伐採量は、国有林内で伐採等をした立木の材積（林地残材等を含む）である。
2 計の不一致は四捨五入によるもの。

表－16 国産材供給量に占める国有林材（丸太換算）の割合
(単位：万m³)

区分	令和元年度	(参考) 平成30年度
国有林材供給量 (国産材供給量に占める割合)	432 <170> (—)	428 <167> (14%)
(参考) 国産材供給量	—	3,020

注：1 国有林材供給量の<>書は、立木販売*量（R元：315万m³、H30：315万m³）を丸太換算した推計量で内数。
2 官行造林の立木販売量（R元：19万m³、H30：13万m³）を丸太換算した推計量を含む。
3 (参考) 国産材供給量は、林野庁「木材需給表」上の数値であり、用材、しいたけ原木、燃料材の供給量で、暦年の合計である。
4 令和元年の木材需給表が未確定のため、令和元年の国産材供給量及び国産材供給量に占める国有林材供給量の割合の数値は記載していない。